

○津別町肥料価格高騰対策支援金給付事業実施要綱

(令和5年2月15日告示第15号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の長期化及び国際情勢の変化の影響等により肥料価格が大幅に上昇し、経営に影響を受けている農業者に支援金を給付する津別町肥料価格高騰対策支援金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 支援金の給付対象者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 個人にあっては、町内に住所を有し、法人にあっては、町内に事業所を有していること。

(2) 次のアからエのいずれかに該当する者

ア 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤促進法」という。)第12条第1項の規定による認定を受けた者をいう。)

イ 認定新規農業者(基盤促進法第14条の4第1項の規定による認定を受けた者をいう。)

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第1の2(2)の農業における効率的、かつ、安定的な農業経営指標の水準に到達しているとみなすことができる個人又は法人

エ 農業経営改善計画の再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を80%以上維持している個人又は法人

(3) 津別町暴力団排除条例(平成25年条例第3号)に定める暴力団に該当していないこと。

(支援金の給付額)

第3条 支援金の給付額は、令和4年度の作付面積(町内の農用地に限る。)の合計のうち、10アール当たり250円を上限とし、

予算の範囲内で給付する。この場合において、10 アール未満の端数は、切捨てとする。

(給付の回数)

第4条 支援金の給付は、令和4年度内に1回限りとする。

(申請)

第5条 給付対象者は、町長が別に指定する日までに津別町肥料価格高騰対策支援金給付申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付し、町長へ提出するものとする。

2 申請書は、持参又は郵送により提出するものとする。この場合において、申請期間内の消印を有効とする。

(誓約及び同意事項)

第6条 申請者は、次の第1号及び第2号のいずれにも誓約し、次の第3号から第5号までのいずれにも同意しなければならない。

(1) 第2条に定める給付の対象要件を全て満たしていること。

(2) 第5条に定める申請書及び添付資料について、虚偽がないこと。

(3) 町が事業の適正執行を確認するため、関係書類の確認、事情聴取及び立入調査等に応じること。

(4) 第5条の申請書の内容に疑義が生じた場合において、町が給付対象者の営農情報を津別町農業委員会、津別町農業協同組合等から取得する可能性があること。

(5) 第5条の申請書及び添付資料に記載された情報について、公的機関の求めに応じて町が情報を提供することに同意すること。

(給付の決定)

第7条 町長は、提出された申請書について、速やかに内容を審査し、その内容が適正と認めるときは、津別町肥料価格高騰対策支援金給付決定通知書(別記様式第2号)を給付対象者に通知し、支援金を遅滞なく給付するものとする。

2 当該審査により、支援金の給付が不適となった場合は、津別町肥料価格高騰対策支援金不給付決定通知書（別記様式第3号）を給付対象者へ通知し、支援金を給付しないものとする。

（不当利得の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたものがあるときは、給付の決定を取り消し、又は既に給付した支援金の給付の返還を命ずることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付対象者は、支援金の給付を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第5条関係）

津別町肥料価格高騰対策支援金給付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第7条関係）

津別町肥料価格高騰対策支援金給付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第3号（第7条関係）

津別町肥料価格高騰対策支援金不支給決定通知書

[別紙参照]